TOPICS 東近江市の現状は?

「令和2年度東近江市男女 共同参画に関する市民意識 調査結果報告書」から

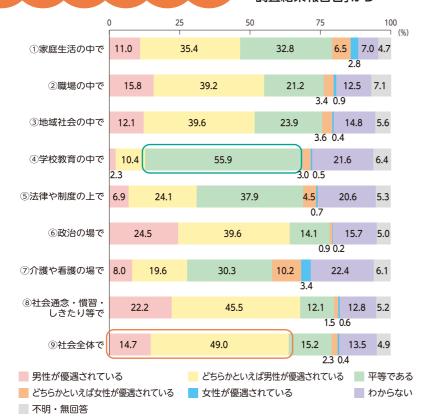
男女の地位の平等感

各分野での男女の平等感についてみると、 「平等である」が5割を超えるのは「学校教育 の中で」のみで、そのほかの分野は全て男性 が優遇されていると感じられている傾向があ ります。特に、「社会通念・慣習・しきたり等で」 「政治の場で」などで「男性が優遇されてい る」の割合が大きく、「社会全体で」をみても、 男性が優遇されているという考え方が根強い ことがうかがえます。



学校教育の中では、 男女の地位は平等と 感じられているんだね。

> でも、社会全体では まだまだ男性が 優遇されていると 思う人が多いみたいよ。



各種相談窓□

情報が欲しい時、困った時、悩んだ時はひとりで抱え込まないで お気軽にご相談ください。(予約が必要な場合があります。)

]	東近江市	相談内容	担当課	電話番号
		夫婦・親子(家族)関係、職場での悩み、 仕事と家庭の両立に関する悩みなどの相談	人権・男女共同参画課	☎: 0748-24-5620 IP: 050-5801-5620
		人権に関する相談		
		子どもへの虐待、DV・女性相談	こども相談支援課	☎: 0748-24-5663 IP: 050-5802-3275
j	役所	日常生活での困りごとなどの相談	市民生活相談課	☎: 0748-24-5616 IP: 050-5801-5616
		就労に関する相談	商工労政課	☎: 0748-24-5565 IP: 050-5802-9540

	相談内容	相談機関	電話番号
	DV・セクハラ・家庭内暴力などの相談	東近江警察署	☎: 0748-24-0110
		県立男女共同参画センター (男女共同参画相談室)	☎: 0748-37-8739
		彦根子ども家庭相談センター (女性相談)	☎ : 0749-24-3741
		女性の人権ホットライン (大津地方法務局人権擁護課内)	☎:0570-070-810(全国共通)
厚	子どもの非行や虐待などの相談	東近江警察署	☎ : 0748-24-0110
存榜		彦根子ども家庭相談センター	☎: 0749-24-3741
個月	犯罪被害などの相談	東近江警察署	☎: 0748-24-0110
∣l∌		おうみ犯罪被害者支援センター	☎ : 077-525-8103
			☎: 077-521-8341
	性犯罪・性暴力被害の相談	東近江警察署	☎: 0748-24-0110
		性暴力被害者総合ケア	☎ : 090-2599-3105
		ワンストップびわ湖(SATOCO)	(24 時間 365 日受付)
	職場でのセクハラなどの相談	滋賀労働局(雇用環境・均等室)	☎ : 077-523-1190
	女性の就労サポート	滋賀マザーズジョブステーション	☎: 0748-36-1831



第3次東近江市男女共同参画推進計画【概要版】(発行年月:令和4年(2022年)3月)

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 TEL 0748-24-5620 IP 050-5801-5620 FAX 0748-24-0217

第3次

東近江市男女共同参画推進計画

令和4年度~令和8年度



計画策定の趣旨

本市では、「東近江市男女共同参画推進条例」に基づき、「第2次東近江市男女共同参画推進計画」を 平成29年(2017年)3月に策定し、女性も男性も性別にとらわれることなく、誰もが人権を尊重され、その 個性と能力を十分に発揮し、自らの希望する多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現を目指して、 様々な取組を推進してきました。

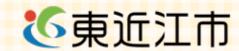
人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化や新たな課題等に対応し、これ までの施策を継承しながらも、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため、「第3次東近江市男女 共同参画推進計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」が定める市町村男女共同参画計画とするとともに、「配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | に基づく市町村基本計画及び「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法律」が規定する市町村推進計画として位置づけます。

計画の期間

本計画は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。



理念

多様性を認め合い みんなが幸せになれるまち 東近江市

全ての人の人権が尊重され、一人一人の個性を認め合いながら、誰もが幸せを実感できる男女共同参画社会の実現を目指します。













指針1

個性を認め合う 人づくり

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も国籍も性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、共生できる社会の実現にもつながります。そのため、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場において、男女共同参画の意識づくりに向けた学習に取り組めるよう、市民への広報、啓発及び学習機会を充実させるとともに、男女共同参画の視点に立った教育を推進し、一人一人の個性を認め合う人づくりを進めます。

指針2

誰もが生き生きと 活躍できる環境づくり 豊かで活力ある社会の実現のためには、一人一人が責任をもって家庭や地域、職場での活動を担い、あらゆる分野に参画できることが大切です。そのため、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、生き生きと活躍できる環境づくりを進めます。

指針3

全ての人が安心して暮らせる社会づくり

全ての人が様々なライフステージを通じて、 健康で安心して暮らせる生活環境を整えることは、男女共同参画社会形成の基盤です。その ため、誰もが生涯にわたって心身ともに健康で 過ごせるよう取り組むとともに、男女間等の暴 力の根絶、様々な困難を抱えている人への支 援の充実など、全ての人が安心して暮らせる 社会づくりを進めます。

目標1 男女共同参画の理解と意識の浸透

男女共同参画社会を実現するためには、生まれながらの性差とその特性を前提としながら、男女共同参画について正しく理解することが重要です。そのため、固定的な性別役割分担意識をはじめ、男性・女性のみならず性差に関する偏見や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた教育や啓発に取り組み、男女共同参画への正しい理解と意識の浸透を図ります。

■標2 女性が活躍できる環境の実現

女性が出産・子育てをしながら働き続けられるなど、本人が希望する多様な働き方や暮らし方ができるよう支援します。また、あらゆる分野において、女性が自らの意思で活躍することができるよう、「エンパワーメント」を推進し、地域活動や経営への参画や起業ができる環境づくりに取り組みます。

目標3 自分らしいワーク・ライフ・バランスが 選択できる社会の実現

仕事は「外」で行うことを前提とする従来の「ワーク・ライフ・バランス」のあり方を見直すとともに、「ワーク・ライフ・バランス」についての企業や事業所における理解の促進やテレワーク等の多様で柔軟な働き方の活用を支援するなど、自分らしいライフスタイルを選択できる社会づくりに取り組みます。

目標4 家庭や地域における男女共同参画の実現

男女が共に家事、育児、介護等に参画することは、働き方や暮らし方の 選択肢を増やし、孤立化を防ぐことにもつながります。そのため、共に支え 合う環境づくりに取り組みます。また、豊かで活力ある地域社会を築くため に、男女が共に地域の様々な活動や方針決定に参画できる環境づくりにも 取り組みます。

目標5 人権が尊重され、 誰もが安心して暮らせる社会の実現

全ての人の人権が尊重されるとともに、誰もが生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らすことができる社会づくりを進めます。また、男女間のあらゆる暴力は重大な人権侵害として、暴力の根絶や防止及び被害者等の支援に取り組みます。さらに、ひとり親家庭や、高齢者、障害者、外国人であること等を理由とした困難を抱えている人々が安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

施策

- (1)広報・啓発活動の充実
- (2)市民への学習機会の充実
- (3) 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- (4)男女共同参画の推進に取り組む市民団体・ グループの活動支援

施策

- (1)様々な分野における女性の活躍推進
- (2)企業・事業所における女性の活躍推進
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策

- (1) ワーク・ライフ・バランスに対する 理解の促進
- (2)育児・介護等の支援

施策

- (1) 男性の家庭生活への参画の促進
- (2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (3) 防災における男女共同参画の推進

施策

- (1)人権尊重についての意識の醸成
- (2) DV (ドメスティック・バイオレンス) 対策の推進
- (3) 生涯を通じた健康づくりへの支援
- (4) 社会的支援を必要とする人への対応の推進

具体的施策

- ●男女が共に社会を担う意識づくり ②固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発
- ❸男女共同参画に関する資料・情報の提供
- ○市民等への学習機会の提供 ○団体・グループ等の学習支援
- ◎教育・保育関係者への研修の推進 ◎児童・生徒向け副読本の活用 ⑩多様な選択を可能にする指導の推進
- ①男女共同参画推進員会等の活動支援
- ⑪リーダーとなる人材の育成 ⑬農林業、商工業等における取組の支援

- ②審議会等委員への女性の参画拡大
- ❷働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進 ❷職場環境づくりの推進 母企業、事業所等の取組促進
- №多様な保育サービスの充実 №学童保育所の充実 №子育て支援の充実 №多様な介護サービスの充実
- 砂広報・啓発の充実 3学習機会の提供 2分育で参加の促進
- ❸地域活動への男女共同参画 ❸地域活動における女性リーダーの育成 ❸自治会での学習活動の充実
- ❸災害時における男女共同参画の推進 ூ防災に関する知識の普及
- ூ男女の人権に関する啓発活動 ❸不適切な性・暴力表現等の排除に向けた取組
- ⑩ハラスメント等の対策の推進 ⑪多様な性の尊重
- ②あらゆる暴力を防止するための意識啓発
 ③若年層に対する意識啓発
 ④相談体制の充実
- ⑤被害者の支援に対する取組 ⑥被害者の自立に向けた支援の充実 ⑰子どもに対する支援
- ●妊娠・出産に関する支援●健康な身体づくりの推進●発達段階に応じた性教育の推進●性感染症の予防のための正しい知識の普及
-



